

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 29 年 5 月 26 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600927号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700104号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成15年7月10日は9万8,000円、同年12月10日は11万3,000円、平成16年7月9日は12万円、同年12月10日は12万6,000円、平成17年7月8日は11万2,000円、同年12月9日は10万5,000円、平成18年7月14日は11万6,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月10日、同年12月10日、平成16年7月9日、同年12月10日、平成17年7月8日、同年12月9日及び平成18年7月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月10日、同年12月10日、平成16年7月9日、同年12月10日、平成17年7月8日、同年12月9日及び平成18年7月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和42年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年7月9日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年7月8日
⑥ 平成17年12月9日
⑦ 平成18年7月14日

厚生年金保険の記録によると、A社における請求期間①から⑦の標準賞与額の記録がない。この期間に賞与が支給されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間①から⑦に係る預金通帳の写し及び複数の同僚の請求期間に係る賞与明細書により、請求者は当該各期間において、A社から賞与の支給を受けていたこ

とが確認できる。

また、前述の複数の同僚に係る請求期間①から⑦に係る賞与明細書により、いずれの賞与からも厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①から⑦において、事業主により各賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、請求者の請求期間①から⑦に係る標準賞与額については、前述の預金通帳の写し及び複数の同僚に係る賞与明細書により、請求期間①は9万8,000円、請求期間②は11万3,000円、請求期間③は12万円、請求期間④は12万6,000円、請求期間⑤は11万2,000円、請求期間⑥は10万5,000円、請求期間⑦は11万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑦に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また厚生年金保険料を納付したか否か不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：関東信越（受）第1600938号

厚生局事案番号：関東信越（国）第1700008号

第1 結論

昭和52年4月から昭和53年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和27年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和52年4月から昭和53年11月まで

私は、昭和54年の夏頃にA市役所の窓口で交付された「納付書・領収証書」に現金を添えて、市役所近くの郵便局で請求期間の国民年金保険料を遡って納付した。その際に受け取った「納付書・領収証書」を現在所持しており、領収印は押されていないが、国民年金保険料を納付したことは間違いないので、調査の上、請求期間の記録を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和54年の夏頃にA市役所の窓口で交付された「納付書・領収証書」に現金を添えて、請求期間の国民年金保険料を市役所近くの郵便局で納付したと主張している。

しかしながら、請求者が所持している「納付書・領収証書」は三部複写であるところ、請求者は、本人保管用として交付される「納付書・領収証書」(第一片)以外に、「領収控」(第二片)及び「領収済通知書」(第三片)を所持している。通常、国民年金保険料を納付した場合には、「領収控」は金融機関の控えとなり、「領収済通知書」は金融機関から歳入徴収官(社会保険事務所長(当時))への報告書となることから、「領収控」及び「領収済通知書」は、請求者の手元に残るものでないことに加え、「納付書・領収証書」、「領収控」及び「領収済通知書」のいずれにも領収印が押印されていないことを踏まえると、当該「納付書・領収証書」を請求者が請求期間の保険料を納付したことを示す資料と認めるることは困難である。

また、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1600954号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1700103号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 24 年 生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 48 年 12 月から昭和 56 年 10 月まで
② 平成 3 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

請求期間①については、当該期間のうち約 6 か月間 A 社に勤務していた。また、請求期間②については、B 社に勤務していたが、それぞれの期間の厚生年金保険被保険者記録がない。調査の上、請求期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間記録として訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、当該期間のうち、期間の特定はできないが、約 6 か月間 A 社に勤務していたと主張しているところ、A 社は、請求期間①当時の人事記録等関連資料は残っておらず、何もわからない旨回答している上、同社が当時加入していた C 厚生年金基金の代表清算人は、日本年金機構の記録と同様に、請求者の請求期間①に係る厚生年金基金の加入記録はない旨回答している。

また、請求者の A 社に係る雇用保険の記録は確認できないほか、同社の請求期間①に係る事業所別被保険者名簿から請求者の氏名は確認できない。

さらに、請求期間①当時に、A 社において、厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員 23 名に照会し、11 名から回答があったが、その全員が請求者のこととは覚えていない旨回答している。

加えて、上記回答のあったうちの複数の元従業員は、請求期間①当時、A 社には、3 か月から 6 か月ほどの試用期間があり、従業員は入社後すぐには厚生年金保険に加入していなかった旨回答しているほか、元従業員 23 名のうちの 9 名を任意に抽出し、雇用保険の記録を確認し

たところ、当該 9 名の元従業員全員について、厚生年金保険資格の取得年月日が雇用保険資格の取得年月日より遅い（約 1 か月から約 2 年半）ことが確認できることから判断すると、同社は、請求期間①当時、勤務する従業員について、必ずしも全ての者を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、試用期間があった旨の回答をしている元従業員のなかに、当該試用期間中の給与明細書を保管していると回答した者はいない。

請求期間②について、請求者は、B 社に勤務していたと主張しているところ、同社の元事業主は、平成 14 年に同社は破産したため、従業員に関する資料は処分しており勤務実態を確認することはできないが、請求者は、同社に住み込みで働いていたと思う旨回答していることから、期間の特定はできないものの、請求者は、B 社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B 社の元事業主は、請求期間②当時、同社は、従業員の入社後約 3 か月から 6 か月ほどの見習期間を設けていることから、請求者を社会保険に加入させていないため、厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

また、請求期間②当時に、B 社において、厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員 5 名に照会し、2 名から回答があったが、当該 2 名の元従業員は、同社に勤務していた期間の給与明細書を保管していない旨回答している。

さらに、戸籍謄本の附票で確認できる請求者の請求期間②当時の住所地である D 市に当時の税務資料について照会したが、同市は、保存期間経過のため保管していない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。